

## 公立大学法人静岡文化芸術大学の規則等の基準に関する規則

(趣旨)

第1条 公立大学法人静岡文化芸術大学（以下「法人」という。）の規則、規程、細則、内規、要領、基準及び申合せ（以下「規則等」という。）基準については、この規則の定めるところによる。

(規則等の種類)

第2条 規則等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 規則とは、静岡文化芸術大学学則その他法令上又は法人及び静岡文化芸術大学（以下「大学」という。）の管理運営上、基本となる事項を定めるものをいう。
- (2) 規程とは、法令上又は前号の規則に基づき、又は、法人及び大学の管理運営業務を遂行する上で、必要な事項を定めたものをいう。
- (3) 細則とは、前2号の規則又は規程を受けて、法人及び大学の管理運営業務を遂行する上で、その細部について定めたものをいう。
- (4) 内規、要領、基準、申合せとは、前3号以外のもので、内部処理に係る取扱い及び手続き等に関して具体的に事項を定めたものをいう。

(規則等の制定改廃の手続き)

第3条 規則を制定し、又は改廃しようとするときは、理事長は、必要に応じて経営審議会又は教育研究審議会の意見を聴いた上で、役員会に提案し、その議決を得るものとする。

2 規程を制定し、又は改廃しようとするときは、理事長は、必要に応じて経営審議会又は教育研究審議会の意見を聴いた上で、必要に応じて役員会に提案し、その議決を得るものとする。

3 細則、内規、要領、基準、及び申合せを制定し、又は改廃しようとするときは、理事長の決裁を得るものとする。

(保管等)

第4条 規則等の文書の保管等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。